

雇用維持助成金給付費

産業・文化部 産業経済室
令和3年11月特別議会
議案第64号資料

助成金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（雇用保険被保険者）及び緊急雇用安定助成金（雇用保険被保険者以外）の決定を受けた市内中小企業者（個人事業主を含む）に対し、雇用維持に係る費用の一部として市独自の助成金を支給し、雇用の安定及び事業の維持・継続を図る。

雇用維持助成金

【対象者】

①市内の区域内において事業を営んでいる中小企業者又は、小規模企業者であること。（個人事業主含む）

主たる事業	中小企業者（小規模企業者を除く） 下記のいずれかを満たすこと		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	6人～50人	5人以下
サービス業	5,000万円以下	6人～100人	5人以下
卸売業	1億円以下	6人～100人	5人以下
その他の業種（上記以外のすべての業種）	3億円以下	21人～300人	20人以下

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けたもの。

③判定基礎期間のうち1日以上が、下記期間内に含まれている。

雇用調整助成金	令和3年5月1日から令和3年9月30日まで
緊急雇用安定助成金	①令和2年4月1日から令和3年4月30日まで
	②令和3年5月1日から令和3年9月30日まで

④現に事業活動を行っており、今後も事業を継続する意思がある者

【申請期間】

令和3年12月1日～令和4年1月31日

【申請方法】

市ホームページから申請書等をダウンロードして記入の上、必要書類（緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し等）とともに電子メールまたは郵送（レターパックによる）

予算額

予算額合計：110,675千円

【助成額及び見込件数】

合計 105,200千円

	雇用調整助成金（雇用保険加入者分）		緊急雇用安定助成金（雇用保険非加入者分）	
	中小企業者	小規模企業者	中小企業者	小規模企業者
事業主				
助成額	30万円	20万円	30万円×2回分	20万円×2回分
助成見込件数	108件	215件	21件	43件
助成見込額計	32,400千円	43,000千円	12,600千円	17,200千円
助成額総計	75,400千円		29,800千円	

【事務事業委託料】

合計 5,240千円

①契約期間

令和3年11月中旬～令和4年2月中旬

②業務内容・金額等

業務項目	金額
コールセンター・その他 事務スタッフ2名 マニュアル・報告書作成	3,417,250円
印刷業務 周知チラシ作成等	308,100円
備品関連 レンタルPC等	604,730円
諸経費・消費税等	909,317円
計	5,239,397円

【その他】

合計 235千円

①通信運搬費

電話回線初期設定費用 2,000円

郵送費 214,500円

②消耗品費

18,000円

今後のスケジュール

3年	10月	21日	12月号広報原稿締切
		下旬	事務業務委託契約
		31日	緊急雇用安定助成金チラシ原稿送付
	11月	1日	特別議会開催 →議決
		初旬	交付要綱策定
		12日	緊急雇用安定助成金チラシ原稿校正締切
		19日	緊急雇用安定助成金チラシ納品
		〃	チラシ ⇒ 商工会議所へ依頼 (12月初旬に市内事業者1,900社に送付)
		中旬	会議室 電話回線切替工事
		〃	委託事業者 従事開始
26日	コールセンター設置（問い合わせ開始）		
4年	1月	1日	申請書類受付開始
		31日	申請期間・コールセンター終了
	2月	中旬	委託事業者 従事終了
		中	支払処理終了

小規模飲食店支援事業

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の「第5波」による、大阪府の4回目となる緊急事態宣言は解除され、10月24日を以て飲食店に対する時短要請及び酒類提供の禁止は全面解除されましたが、依然継続的な対策を行わなければならない状況は続いています。

飲食店（個人事業主）においても日常的な室内・パーテーションのアルコールによる拭上げ等の消毒作業を行っていますが、あくまで効果は一過性のものであって、業務及び費用面での継続的な負担が大きいことが課題となっています。除菌コーティング作業を行うことで、事業主が安全安心で円滑に飲食店でのサービスを提供できる環境を作ること及び今後の拭き上げ作業や消毒費用の軽減を図ります。

実施方法

業務委託契約による実施

実施期間

申請期間：令和3年12月1日から令和4年1月31日まで

施工期間：令和3年12月1日から令和4年3月15日まで

対象飲食店

次の要件のすべてを満たすもの

- ①四條畷保健所に飲食店等の食品衛生法に基づく営業許可を得ていること
- ②小規模飲食店であること（個人事業主）
- ③コンビニエンスストアではないこと

予算額

予算額合計：66,932千円

【事務業務委託料】

合計 66,000千円

1件あたりの施工費165千円、対象小規模飲食店 554件

165千円×400件分(見込み件数)

【会計年度任用職員 報酬等】

合計 862千円

①契約期間

令和3年11月中旬～令和4年2月28日

②内訳

内容	金額
報酬	629千円（報酬4か月分）
職員手当	201千円（期末手当）
旅費	32千円（通勤手当4か月分）

【通信運搬費】

合計 70千円 返信用封筒費等

施工の流れ

- (1) 対象の飲食店に申込書を一齐に送付
- (2) 施工を希望する飲食店は申込書を大東市に返送
- (3) 申込書の内容を確認し、条件適合の可否を決定する
【条件適合の場合】
 - ・大東市が契約している除菌コーティング業者（以下受託業者とする）に対して施工依頼を行う
 - ・公印を押印済の決定通知書を受託業者から飲食店に交付する
- (4) 受託業者による除菌コーティング作業の実施
 - ・施工完了時にステッカー等を飲食店に貼付する
- (5) 大東市による履行確認
 - ・受託業者から施工確認書及び施工が確認できる現場写真1部を受領し、検査結果の合否を決定する
- (6) 大東市による金額の支払い
 - ・大東市は請求書の受理後、30日以内に金額を支払う

今後のスケジュール

3年	10月	21日	12月号広報原稿締切
	11月	1日	特別議会開催 一議決
		初旬	業務委託契約
		//	申込書の一齐送付
		中旬	会議室 電話回線切替工事
		中～下旬	会計年度任用職員 採用
12月	26日	コールセンター設置（問い合わせ開始）	
	1日	申請受付 開始	
	//	委託事業者 従事開始	
4年	1月	31日	申請受付 終了
		//	コールセンター終了
	2月	28日	会計年度任用職員 従事終了
	3月	15日	委託事業者 従事終了
4月	上旬	支払処理終了	

交通事業者支援金の交付について

背景

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、交通事業者は移動手段の確保のため、国の緊急事態宣言下においても休業要請を受けることなく、事業継続されてきた。人流抑制の影響から、日中はもとより、夜間の利用者が激減しており、事業継続が困難になる事業者が多く存在する。

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい事業環境にある地域公共交通について、市民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であることを鑑み、現在及び将来にわたる安定的な運行の維持・継続を図る観点から、交通事業者に対し、交通事業者支援金を交付することにより、引き続き安心して利用できる移動手段を確保する。

交付対象者及び支援額

① 市内に営業所等を置く交通事業者

車両 1 台あたり バス 20 万円 タクシー 10 万円

	事業者数	台数	金額
タクシー事業者	6 社	104 台	1040 万円
バス事業者	3 社	52 台	1040 万円
市内事業者 計①	9 社	156 台	2080 万円

② 大東市公共交通事業受託事業者

車両 1 台あたり バス 40 万円 ワンボックス 20 万円 タクシー 10 万円

	受託事業者	台数	金額
コムバス・阪奈生駒線	近鉄バス（株）	4 台	160 万円
東部地域乗合タクシー	（株）オービーシー	8 台	80 万円
南部地域コムバス	第一交通（株）	1 台	20 万円
受託事業者 計②	3 社	13 台	260 万円

◎合計（①+②） 2340 万円

スケジュール

議決後速やかに、市ホームページに公表。事業者の説明し、申請書提出後交付決定の後、支給する。